

# 政府が「介護新認定を見直す」

## 日本共産党の追及と国民世論で追い込む

厚生労働省は4月に導入された新しい要介護認定制度で、認定が軽度化する事実を認め、大幅に見直すことを決めました。4月からの制度変更の誤りを認めざるを得なくなったもので、新しい調査基準での認定が10月1日にも開始されます。

今回、厚労省が異例の「大幅見直し」を決めたのは、新認定制度の目的が、介護費用抑制にあるこ

とを示す内部文書を暴露した日本共産党の小池晃参院議員の4月2日の国会での追及が決定打となりました。

そして、実施中止を求めた関係者の運動と日本共産党の追及で、4月の実施後も、従来のサービスを継続して受けられる経過措置や、新制度見直しの検討会を設置するという、異例の事態になっていました。(裏面に「しんぶん赤旗」記事掲載)

## 佐々木前議員、せこ比例候補も省庁交渉で要求

佐々木憲昭前議員やせこゆき子比例候補も5月29日、厚生労働省とこの問題で交渉を行いました。これには静岡県三島市のケアマネージャーも参加して、新しい認定方法の問題点を具体的に指摘し、撤回を要望しました。

要望では、これまで寝たきりの人で、寝返りができないと、「全介助」だったものが、新しい制度では「自立」となるのはあまりに不合理であることや、三島市では当面、経過措置を設けていながら、問題のある新しい判定基準は撤回してほしいと求めました。

これに対し、厚生労働省の担当者は「これまで

の認定方法は  
調査員個人の  
判断が入り、  
(介護度に)  
ばらつきがあ  
ったので、4  
月以降は客観



的にやれるようにした。しかし、見直しに不安の声があることは認識している。『要介護認定の見直しにかかる検証・検討会』で検討中であり、検討会の結果を待って、必要に応じて見直していく」と答えていました。

## ホームヘルパー、ショートステイ利用、介護報酬引き上げにも努力

東海4県の党関係者と佐々木憲昭前議員は、介護問題でこの2年間に7回、省庁交渉を行っています。その都度、関係者から要望も聞き、関係者も同席して実情を訴えました。

そうしたなかで、厚生労働省に、同居家族があるからといって一律にホームヘルパーの利用を拒否しないという事務連絡(2007年12月)を出させるとともに、現場への周知徹底をくりかえし求めました。

また、ショートステイ利用日数を限度の半分以下に抑えたり、要介護度の低い人は利用を認めないといった県の誤った指導を国から改善するようにさせました。

さらに、「家事援助での買い物代行はケアプランに位置づければ可能」ということも認めさせま

した。

2009年度からの介護報酬の引き上げについては、職員の待遇改善につながるように求めるとともに、利用者の負担増とならないよう、国庫負担の引き上げを求めました。



また、要介護認定を受けている本人や家族が障害者控除を受けられるよう、佐々木議員が2007年に国会で取り上げ、障害者手帳がなくても65歳以上の高齢者で「障害者に準ずる」人は、市長村長などの認定で控除を受けられることや、5年前にさかのぼって控除が受けられることを認めさせました。そのさい、「要介護認定も判断の材料のひとつ」であり、窓口で「申請があれば受け付ける」と答弁させました。



内閣文書を示して述べた  
小池晃議員（手前左）と  
月2日、参院厚生労働委

内閣文書を示して述べた  
小池晃議員（手前左）と  
月2日、参院厚生労働委

に火がつきました。

な修正に追い込まれたので  
す。

**世論が追い込む／決定打は厚労省内部文書の暴露**

新認定制度の大幅見直しとした厚労省に対する“決定打”となつたのが、日本共産党の国会での追及でした。厚労省は、新認定の調査も含め議員が、新制度実施直後、小池

# 小池質問の意義大きい 京都女子大教授 石田一紀さん

を明らかにし、白紙撤回を求めて事態を大きく動かしてきました。

新しい認定制度は、介護認定の軽度化を狙い、介護保険サービスの利用を入り口で締め出すものでした。重度の寝たきりの人の「移動・移乗」を「自立」と判断するなどの変更に、「私たちの常識では考えられない」と家族の会など、幅広い関係団体が抗議の声を上げました。

認定が軽くなると、これまで利用していたサービスをとりあえられる人が出ます。よつて、認定が

3ランク低く認定される例が続出しました。厚生労働省が集めた全国データでも、サービスが利用できない「非該当」の認定が3倍近くに増えました。

もともと新制度は、給付費抑制を目的としたもので、自公政権による一層の介護とりあげと給付費抑制

「厚生省は、今回の見直しで認定の軽度化や非該当の増加などの不利益は解消できる」と説明しました。これは、認定調査基準の変更が誤りであったと認めたことになります。関係者が声を上げてここまで追い込んで意義は大きい」

4月に実施された要介護認定の新制度が、「介護切り」という関係者の痛烈な批判と運動で、新制度の基本的な考え方を覆す大幅な修正に追い込まれました（本紙29日付既報）。実施早々の見直しは極めて異例です。日本共産党はいち早く新制度の問題点

サービスでお風呂に入りました。  
「きちんとリハビリを受けたい」などの声は、いまも充满しています。  
実際に新制度では、立ち

く押し返しました。

「市民福祉情報オフィス・ハスカップ」主宰の小笠 雅子さんは、「新制度のままで検証されたとはい

認定新制度導入早々大幅見直し

認定調査基準の改悪を批判

すな共認 間たが度す 誌日準 しのき  
ル告良保 変の適反に的る しのき

私は要介護認定の問題を報じた新聞記事を切り抜いています。厚生労働省の検討会が制度変更を議論していた昨年10月から警鐘を鳴らし続けてきたのは、「赤旗」だけです。労省がこっそり改定を進めていた認定調査基改悪を、2月に真っ先に伝えて注意喚起した紙も、「赤旗」でした。その後、各新聞・雑報じ始めました。

め付きが、小池晃参院議員の国会での追及で要介護認定者の割合が予算に合わせて認定制調整されていることは指摘されてきました。厚労省自身の肉声で裏付けたのは初めてでしょあの質問が政府をここまで追い込んだのは、いありません。

制度については、引き続き追及が必要です。制度そのものの問題点を明らかにして、日本党が提案するように、専門家の判断で必要保護を提供する方向をめざすことも重要で

「赤旗」報道機に大運動 東京民医連会長 石川 徹<sup>さ</sup>

認定調査準の改悪を批判した「赤旗」の2月の報道をきっかけに、介護関係者の大きな運動が起きました。医運としても、軽度の判定が続出している事実を政府に突きつけ、新制度の中止を求めてきました。新制度の実施早々、異例の経過措置に統いて大幅な見直しに追い込んだことは、大きな成果です。

4月からの認定調査準は「実際に行われている介助」や「実際に用ひた動作」で機械的に判断することを強調しました。私は認定審査にかかわっていますが、これでは利用者の実情を反映できません。今回、「行われている介助が不適切な場合、適切な介助を選ぶ」と見直したのは、これらの考え方を否定したに等しく、制度変更の誤りを認めたものです。

ただし、今回の見直しで適切な一次判定が出る保証はありません。コンピューターソフトの問題点も明らかになります。おかしな事例を告発する運動を起こしていかなければなりません。